

滋賀労働局発表  
令和5年7月13日

担当	滋賀労働局労働基準部 健康安全課長 堀 貴志 安全専門官 小山 哲平 電話：077 - 522 - 6650
----	---



## 滋賀労働局長が建設現場を安全パトロール

～ 7月20日から26日は建設業労働災害防止強化週間～

滋賀労働局（局長 小島 裕）では、「全国安全週間（7月1日から7日）」並びに「建設業労働災害防止強化週間」（7月20日から26日）に合わせて、作業現場の安全意識の高揚を図るため、建設工事現場に対して、安全パトロールを実施します。

### ポイント

- 1 建設業労働災害防止強化週間中に、**滋賀労働局長による現場の安全パトロール**（実施日時：令和5年7月26日（水）午前10時から、対象現場：（仮称）草津市立プール整備・運営事業に係る建設業務、元請事業場：前田建設・西武建設特定建設工事共同企業体）を実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけるとともに、現場での取組状況を視察します（参考資料1）。

### 当日の取材をお願いします

取材される場合は、**前日午後5時までに**  
上記担当あてにご連絡をお願いします。



（仮称）草津市立プール完成イメージ

- 2 令和4年（1～12月）における滋賀県内の建設業における労働災害発生状況は、労働災害による死亡者数が2人と令和3年の1人から増加し、休業4日以上死傷者数も172人と前年より増加しました。  
また、これらの労働災害の原因は「**墜落・転落**」災害によるもので、死亡災害の内1件、死傷災害の約**30.8%**を占め、依然として高い水準で推移しています（参考資料2～5）。
- 3 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「**建設業労働災害防止強化週間**」（7月27日から7月31日までを「**事後措置期間**」）とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています（参考資料6）。

## 資料 1

### 令和5年度滋賀労働局長現場パトロール実施要領

- 1 実施日 令和5年7月26日(水) 10時00分～11時45分
- 2 事業場 特定元方事業者：前田建設・西武建設特定建設工事共同企業体  
工事の名称：(仮称)草津市立プール整備・運営事業に係る建設業務  
所在地：滋賀県草津市西大路町外地先  
工事発注者：草津シティプールPFIサービス株式会社  
事業発注者：草津市  
工期：令和3年10月1日～令和6年4月15日  
進捗率：約49.5%(7月下旬見込み)
- 3 出席者 滋賀労働局 局長 他 計4名  
大津労働基準監督署 署長 計1名  
建設業労働災害防止協会滋賀県支部 副支部長 他 計2名  
工事発注者(草津シティプールPFIサービス株) 計2名  
事業発注者(草津市) 計4名  
施工者(前田建設・西武建設特定建設工事共同企業体)計7名

#### 4 当日のスケジュール(予定)

10:00～10:25

滋賀労働局長から「開会の辞」

発注者、施工者及び行政の各参加者の紹介

施設目的、工事概要及び安全衛生活動等の説明

10:30～10:45 安全集会

作業所長あいさつ

滋賀労働局長からの安全訓話

10:50～11:20

工事現場巡視

11:25～11:45

パトロール出席者による「個別講評」、「総括講評」

健康安全課長「閉会の辞」

11:45 散会

#### 当日の取材について

現場パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、事前に担当者あてご連絡いただきますようお願いいたします。取材にあたっては下記事項にご注意願います。

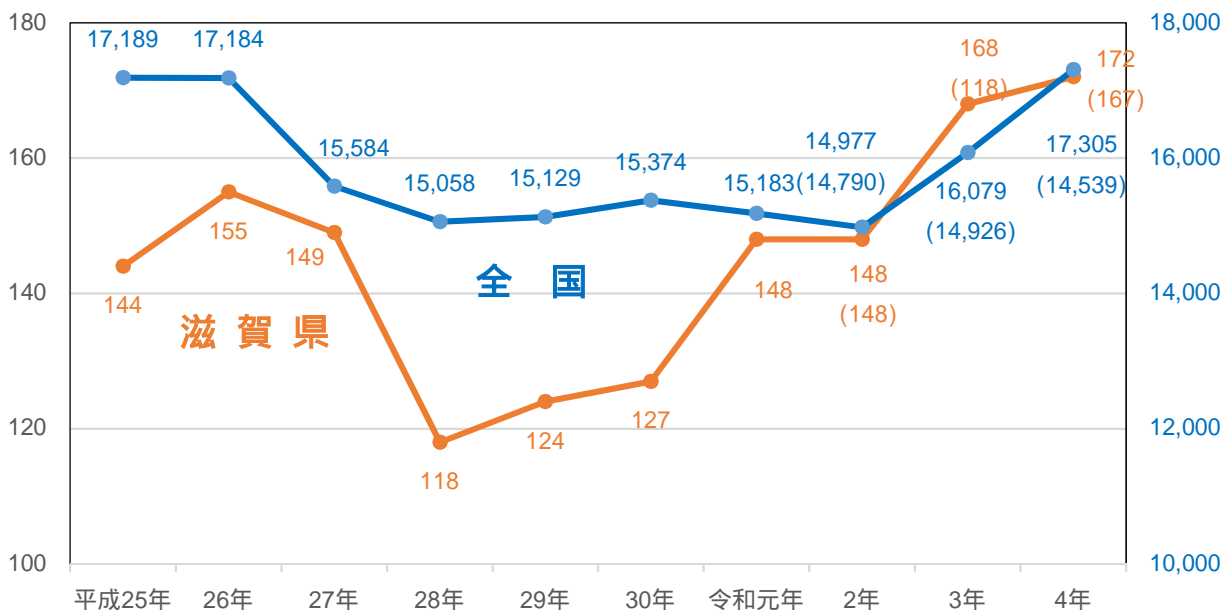
雨天等による中止の場合には、当日、電話連絡いたします。

工事現場内ではヘルメット着用をお願いいたします。ヘルメットは一定数、貸出可能ですので、必要であれば取材申込時にお申し付け下さい。

現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲など、現場入場時に説明します。

遵守事項の徹底をお願いいたします。

**資料2 休業4日以上死傷者数の推移（建設業 滋賀県、全国）**

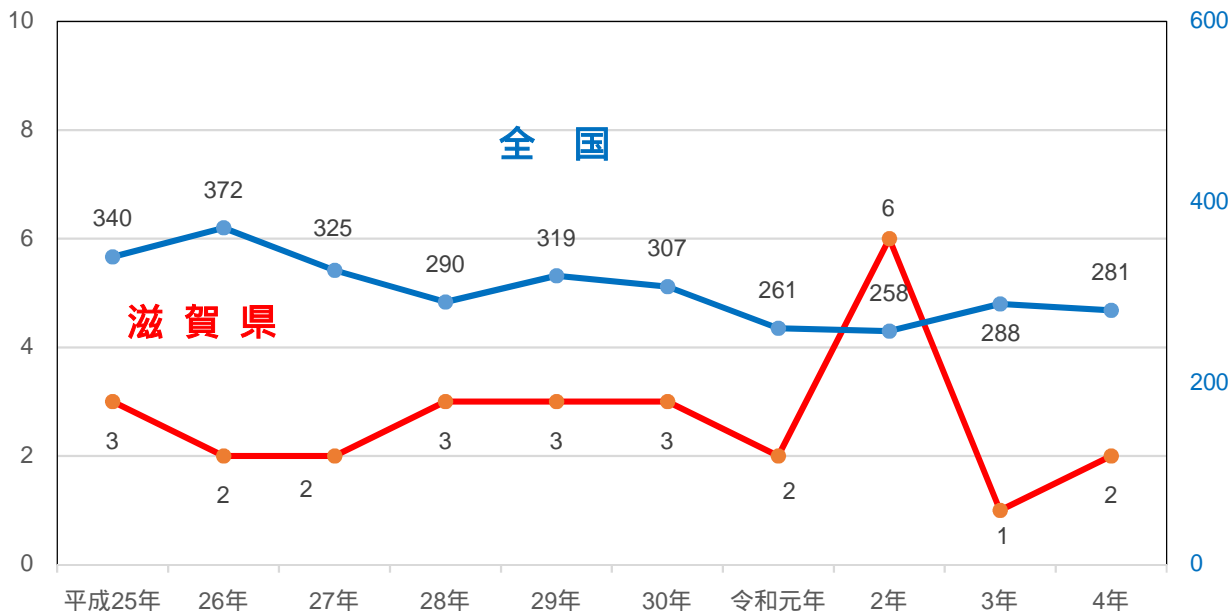


( )内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和4年における、滋賀県内の休業4日以上死傷者数は、172人と前年に比べ4件の増加。

滋賀県内では平成29年以降、増加傾向が続いており、新型コロナウイルス感染症を除いた死傷者数で令和3年は118人と一旦減少に転じたものの、令和は167人と再び増加。

**参考3 労働災害による死亡者数の推移（滋賀県、全国、建設業）**



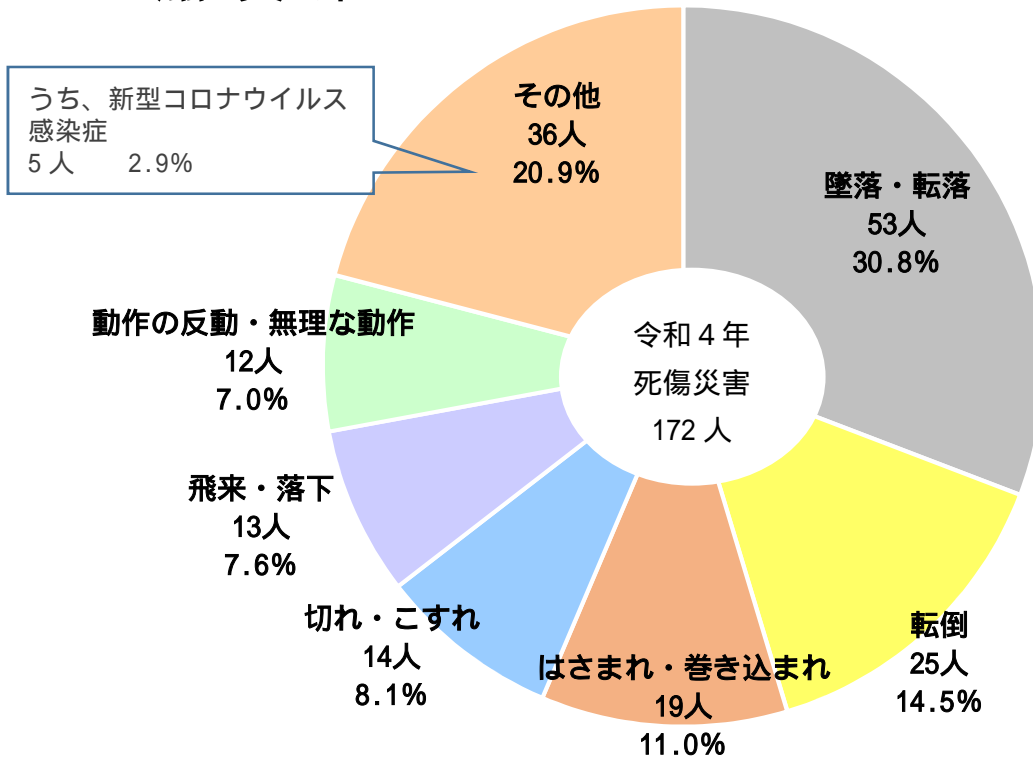
令和4年における、滋賀県内の建設業における労働災害による死亡者数は2人で、前年から1人の増加。

令和4年の全国の死亡者の事故の型では「墜落・転落」(116人、41.3%)が最多。

令和4年の滋賀県の死亡者の事故の型は「墜落・転落」、「飛来・落下」が各1件。

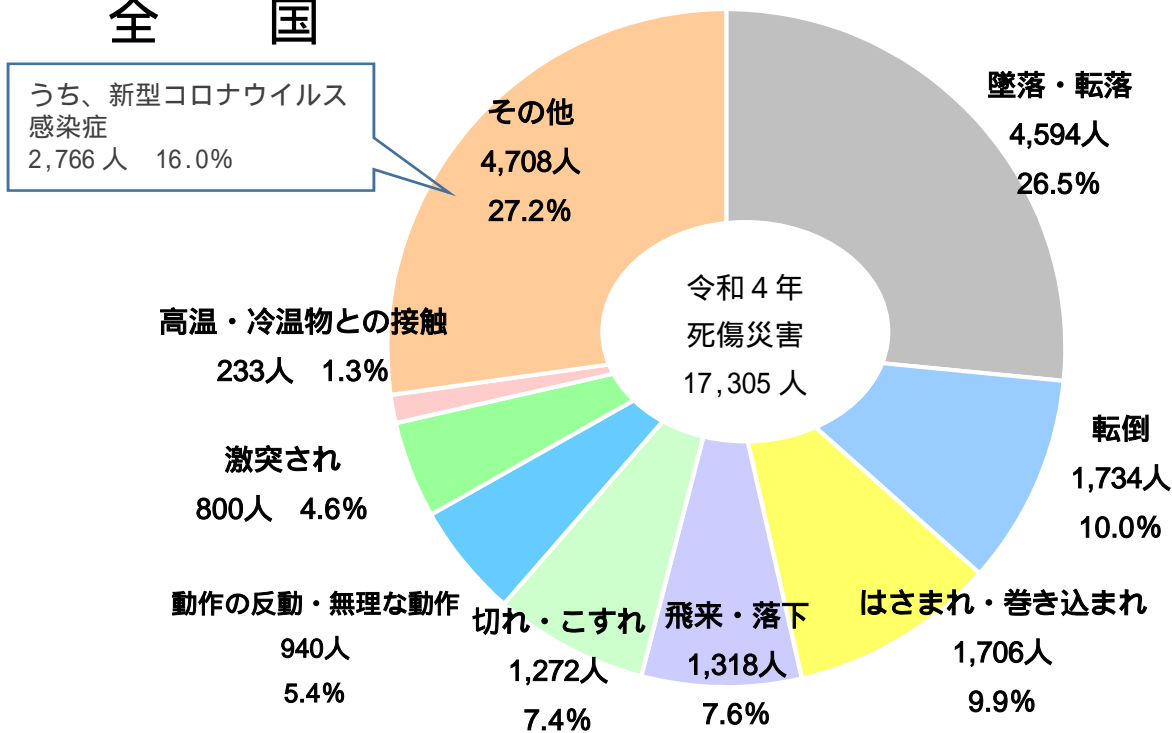
**参考 4** 令和 4 年 事故の型別労働災害発生状況  
 (滋賀県、全国、建設業、休業 4 日以上之死傷災害)

**滋 賀 県**



滋賀県の令和 4 年の建設業における休業 4 日以上之死傷災害は、「墜落・転落」災害が依然として高く、特に滋賀県内では約 3 割を占める。

**全 国**



## 参考5

### 滋賀県の建設業にかかる死亡災害事例（概要）

#### 令和4年

業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生概要
橋梁建設工 事業 (8名)	7月 13時頃	飛来・落下	作業員 10歳代	橋脚深礎工事において、地上から深さ約10メートルの深礎底部で落下した結束線等の清掃作業を行っていたところ、主鉄筋に結束線により仮止めしていたフープ筋(重量480kg)25組が頭上に落下し、窒息死したものの。
その他の建 築工事業 (1名)	12月 13時頃	墜落・転落	作業員 50代	鉄骨造倉庫の屋根敷設工事で、屋根上で屋根材のボルト締め付け作業を行っていたところ、約11m下方のコンクリート上に墜落、意識不明の状態での病院に搬送され、令和5年1月に死亡したものの。現場に手すりや親綱等は設置されておらず、屋根上での作業中に屋根端部から墜落したものと推定される。

#### 令和3年

業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生概要
河川土木工 事 (2名)	3月 11時頃	墜落・転落	車両系建設機械 運転者 50歳代	被災者は、河川改良工事のためロードローラーを運転し、土手を平らにする作業を行っていたところ、ロードローラーごと法面を転落し、ロードローラーの下敷きになり、死亡したものの。

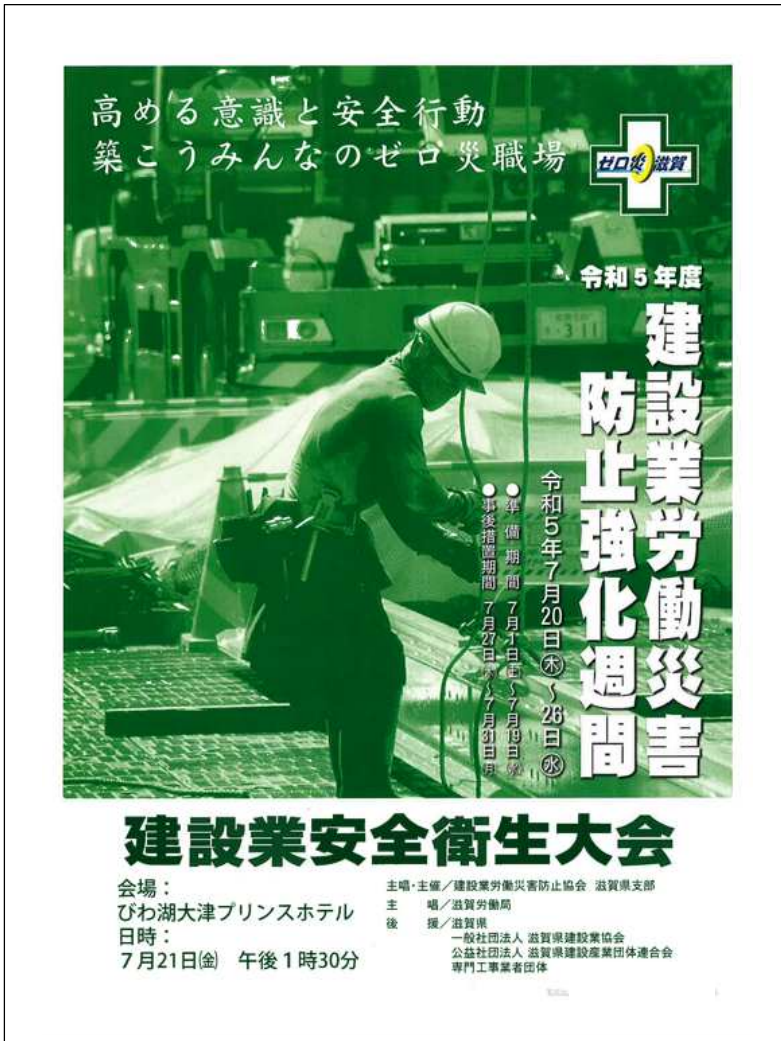
#### 令和2年

業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生概要
上下水道 工事業 (1名)	2月 14時頃	崩壊・倒壊	作業員・ 技能者 30歳代	被災者は、幅1.1m、深さ3.5mに掘削した掘削床において、下水道管の埋設作業を行っていたが、掘削面が崩壊し、崩れた土砂に埋もれたものの。
建築設備 工事業 (4名)	2月 19時頃	交通事故(道 路)	作業員・ 技能者 20歳代	被災者は、自動車を運転して道路を走行中、自動車がスリップして道路をふさぐように停車したところに、後続のトラックが自動車の運転席側面に衝突したものの。
その他の 建設業 (4名)	4月 18時頃	交通事故(道 路)	作業員・ 技能者 40歳代 及び 50歳代	【死亡労働者2名】 ワゴン車に8人が乗り合わせ、工事現場から事務所へ戻るため高速道路を走行中、道路のカーブ部分でスリップして側壁に衝突し、車の外に投げ出された2人が死亡し、他の6人も負傷したものの。
その他の 建設業 (7名)	6月 13時頃	爆発	作業員・ 技能者 40歳代	製造設備の撤去作業において、メチルエチルケトンを用いていた処理槽の解体のため、被災者は、プラズマ溶断を行っていたところ、爆発が起こり、その衝撃で死亡したものの。



令和 5 年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱

1 趣 旨



令和 4 年の滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、死亡災害が前年と比べて 1 人増加の 2 人となり、滋賀労働局が策定し推進していた第 13 次労働災害防止推進計画における、令和 4 年までに建設業における死亡災害をゼロとするという目標を達成することができなかった。また、休業 4 日以上死傷災害については、172 人と全体では前年に比べて 4 人の増加であったが、新型コロナウイルス感染症のり患者を除いた従来型の労働災害に限れば、前年比から 49 人の大幅増加となった。

以上の災害の内訳を見ると、死亡災害のうち 1 人は「墜落・転落」災害によるものであり、及び、休業 4 日以上死傷災害全体においても「墜落・転落」災害は約 31% と依然として高い水準で推移している。

また、令和 5 年 3 月 14 日に、一側足場の使用範囲の明確化（令和 6 年

4 月 1 日施行）、並びに、足場の点検時の点検者の指名義務付け及び足場の点検後に記録すべき事項への点検者の氏名追加（令和 5 年 10 月 1 日施行）を定めた改正労働安全衛生規則が公布されたことから、これらへの対応も含めて「墜落・転落」災害への対策については、より一層取組みを強化する必要がある。

このような状況を踏まえ、滋賀労働局においては、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定し、建設業においては、墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を 85% 以上にするというアウトプット指標、及び、死亡者数ゼロとするというアウトカム指標の計画期間中における達成を目指して、各種取組みを推進している。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要があり、各事業場で 1 人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ 災滋賀」と「命綱 GO (いのちつなごう)」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請

負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

## 2 実施期間

令和5年7月20日(木)から令和5年7月26日(水)までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7月1日(土)から7月19日(水)までを準備期間とし、7月27日(木)から7月31日(月)までを事後措置期間とする。

## 3 スローガン

**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**

(令和5年度全国安全週間スローガン)

## 4 主唱者

滋賀労働局  
大津労働基準監督署  
彦根労働基準監督署  
東近江労働基準監督署  
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

## 5 協力者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

## 6 実施者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

## 7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部及び公共建設工事発注機関の合同による安全パトロールの実施
- (3) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導の実施
- (4) 建設業安全衛生大会の開催
- (5) 報道機関への広報の実施
- (6) 実施者及び関係機関への周知
- (7) 安全衛生関係資料等の配布
- (8) 実施者の実施事項についての指導援助

## 8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検(リスク点検)を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO(いのちつなごう)活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ

- ( 2 ) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- ( 3 ) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- ( 4 ) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- ( 5 ) 施工計画の事前評価体制の確立
- ( 6 ) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- ( 7 ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- ( 8 ) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- ( 9 ) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- ( 10 ) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- ( 11 ) 熱中症予防対策の徹底
- ( 12 ) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- ( 13 ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- ( 14 ) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- ( 15 ) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- ( 16 ) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- ( 17 ) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- ( 18 ) 上記の実施事項の確認と評価